

新型コロナウイルスワクチン情報

3回目接種（追加接種） 12歳～17歳も対象になりました

接種券は、2回目接種から6カ月経過した人に順次発送しています。接種券が届いてから予約してください。まだ接種が済んでいない人も、ワクチンの効果と安全性や副反応のリスクについて理解の上、接種を検討ください。

接種方法

◎医療機関での個別接種

希望の医療機関に直接予約してください。医療機関の情報は市のホームページまたはコールセンターへ電話で確認してください。

◎12歳～17歳の人限定で休日接種を熊本労災病院で行います

5月21日(土) 午前10時～午後4時

※予約受付中。時間は指定できません。

※ワクチンはファイザー社ワクチンです。

◎18歳以上の人は、県民広域接種センター（会場：グランメッセ熊本）でも接種ができます

5月22日(日)まで

平日：午後6時～9時 土日祝日：正午～午後6時

※ワクチンは武田/モデルナ社ワクチンです



医療機関情報



熊本労災病院



県民広域接種センター

小児接種（5歳～11歳）

接種については、ワクチンの効果と安全性や副反応のリスクについて理解し、子どもと一緒に検討してください。ワクチン接種の情報は、市ホームページを確認ください。

集団接種と医療機関での個別接種を実施しています。どちらも八代市ホームページからのネット予約またはコールセンターでの電話予約となります。医療機関へ直接予約することはできません。

接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、偏見や差別的な扱いをしないようお願いします。



市ホームページ

問合せ 八代市ワクチン接種コールセンター（平日午前9時～午後5時） ☎ 30-7500

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。所有者とは、具体的には次のとおりです。

土地…登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋…登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

5月上旬に納税通知書を発送します。5月、7月、11月、翌年1月の各末日が納期限です。

詳しくは市ホームページを確認ください。



固定資産税は 期限までに 納めましょう

問合せ 資産税課

☎ 334108

令和2年7月豪雨に係る被災代替資産に対する特例

令和2年7月豪雨で被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税には特例措置があります。

〔家屋〕

内容 被災家屋の床面積相当分の固定資産税の税額を、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。

対象者 ①被災家屋の所有者②被災家屋の所有者の相続人③代替家屋に被災家屋の所有者と同居の三親等内の親族 など

被災家屋の要件 ①②両方を満たす

①り災証明書の判定が「半壊」以上の住家または公費で解体した非住家の家屋②被災家屋の取り壊しまたは売却などの処分がされていること

代替家屋の要件

①被災家屋に代わるものとして取得した家屋（中古含む）②被災家屋を改築したもの※修理工は改築には当たりません

該当する資産の取得期間

令和2年7月4日～令和7年3月31日

詳しくは市ホームページを確認ください。

